

VII 所得による支給停止

老齢厚生（退職共済）年金を受給している方が、**在職中の場合、再就職により被用者年金制度に加入している場合または議員となった場合**、年金と賃金等の額により厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。**（停止となった金額が後で支給されることはありません。）**

なお、経過的職域加算額および年金払い退職給付は支給停止基準額の算定対象となりません。

ただし、**再任用職員（フルタイム）等の公務員共済組合〔公立学校共済組合、地方職員共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合〕の一般組合員である間は、経過的職域加算額および年金払い退職給付については全額停止**となります。

◆被用者年金制度に**非加入**で勤務される場合は、**年金の支給停止はありません。**

◆再就職先で被用者年金制度に加入しているか否かにつきましては、**ご自身で就職先にご確認ください。**

対象者	・厚生年金保険の被保険者となった方 ・国会議員、地方議会議員となった方 ・厚生年金保険の適用事業所に勤務されている70歳以上の方
届出方法	原則として届出は不要です。 ただし、以下の場合は届出が必要です。 （届出用紙は公立学校共済組合本部のホームページからダウンロードまたは下記へお問い合わせください。） 【公務員共済組合の一般組合員となった場合】 「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて、再就職先の公務員共済組合に提出してください。 【国会議員、地方議会議員となった場合】 「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職停止（解除）届」を、公立学校共済組合本部へ提出してください。 （議会事務局等が直接情報提供を行う場合は提出不要です。）
連絡先等	公立学校共済組合本部 TEL 03-5259-1122 （年金相談専用電話） 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

- 2つ以上の実施機関から年金を受けている場合、**すべての老齢厚生年金**を合算した金額により計算し、それぞれの実施機関の支給額に応じて按分した金額が停止されます。
- 在職中の年金の支給停止額は、**年金（基本月額）**と**賃金（総報酬月額相当額）**に応じて算定されます。

*** 用語説明 ***

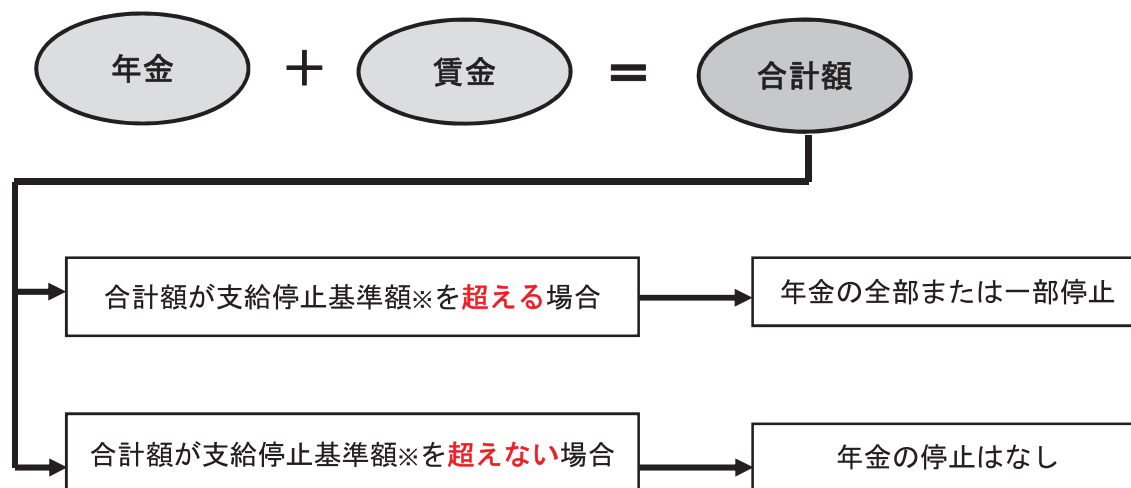
年金（基本月額）

すべての老齢厚生年金（経過的職域加算額・年金払い退職給付・加給年金額を除く） $\div 12$

賃金（総報酬月額相当額）

（その月の標準報酬月額） $+$ （直近1年間の標準賞与の合計 $\div 12$ ）

【支給停止のしくみ】



※ 支給停止基準額：47万円（令和4年度）

支給停止額（月額）の計算方法

○ 支給停止月額の計算方法

年金（基本月額） と 賃金（総報酬月額相当額）の合計が47万円以下



はい

全額支給
(支給停止なし)



いいえ

(年金 + 賃金 - 47万円) ÷ 2

※ 支給停止額（月額）が年金額（基本月額）を超えると、全額支給停止となります。

VIII 年金の支給関係



1 年金の支給開始月

年金は、給付事由の生じた日の属する月の翌月分から支給されます。

→年金を受給する権利が発生する日（**年金支給開始年齢に到達する誕生日の前日**）

1 日 生 ま れ の 方・・・誕生日月分から支給

1 日 生 ま れ 以 外 の 方・・・誕生日の翌月分から支給

2 年金の定期支給期と送金日

支給期月は2・4・6・8・10・12月の年6回で、原則として支給期月の15日（その日が、土曜日のときは14日、日曜日のときは13日）に支給月の前月までの2ヵ月分が支給されます。

支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給分	12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分

年金の裁定には時間を要するため、新規決定については現在のところ**請求書を共済組合に提出してから初回の支給までに3～4ヶ月程度かかっております。**

これは、請求者の厚生年金保険期間等を、各実施機関で連携して行う必要があるためです。

よって、最初の年金の送金は、上記スケジュールではなく、年金が裁定され、送金手続きができ次第の送金となるため、支給対象月の支給日には送金されないことがあります。ご注意ください。

《 参考事例：誕生日が昭和37年6月20日の方（令和4年度末定年退職者） 》

受給権発生日	令和9年6月19日（65歳の誕生日の前日）→7月分から支給開始
年金支給期月	初回は、令和9年7月分を8月以降の年金決定時に随時支給となります。 ※ 2回目以降は、偶数月に支給されます。 ※ 再就職をして被用者年金制度に加入している場合は年金額の調整があります。

3 年金にかかる税金

老齢（退職）を給付事由とする年金は、所得税法の規定により「雑所得」として課税対象となるため、年金の支給の際、所得税が源泉徴収されます。（障害年金、遺族年金は非課税です。）

障害厚生年金について

障害厚生年金は、在職中に初診日のある傷病により、一定の障害状態（障害等級1～3級）に認定されたときに支給されます。「障害」とは身体に関するものだけでなく、精神の障害も含まれます。

なお、障害等級は、共済組合が認定する等級で、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

●支給要件

- ①厚生年金保険の加入期間中に、初診日（障害の原因となった傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）があること
 - ②保険料納付要件を満たしていること
 - ③障害認定日（原則として初診日から1年6月を経過した日）または障害認定日後、65歳に達する日の前日までに、障害等級が1～3級までの状態にあること
- ただし、次の症例の場合は、初診日から起算して1年6月を経過する前であっても、特例としてそれぞれの日が障害認定日となります。（初診日から起算して1年6月以内の日に限ります。その日が1年6月を超えている場合には、1年6月を経過した日が障害認定日になります。）

【特例症例】

上肢・下肢を切断・離断したもの	⇒その日
人工骨頭、人工関節を挿入、置換したもの	⇒その日
脳血管疾患による機能障害	⇒初診日から起算して6月を経過した日以後
※ 医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。	
心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着したもの	⇒その日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植又は装着したもの	⇒その日
CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの	⇒その日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換したもの	⇒その日
人工透析療法を施行したもの	⇒人工透析療法を初めて受けた日から起算して3月を経過した日
人工肛門又は尿路変更術を施したもの	⇒施した日から起算して6月を経過した日
新膀胱を造設したもの	⇒その日
咽頭全摘出手術を施したもの	⇒その日
在宅酸素療養を行なっているもの	⇒在宅酸素療養を開始した日
遷延性植物状態であるもの	⇒状態に至った日から起算して3月を経過した日以後

◎障害の程度を認定する場合の基準となる障害状態の程度

障害等級	障害の程度
1 級	他人の介助を受けなければ日常生活の自分の用をすませることがほとんどできない程度
2 級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度
3 級	労働に著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度

●請求方法

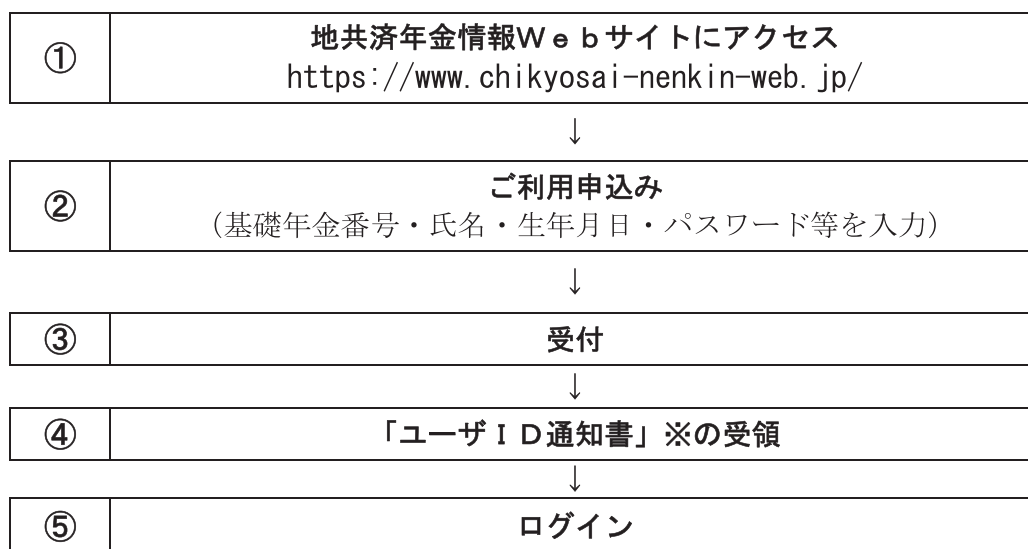
請求をお考えの方は、初診日や傷病名を確認後、**公立学校共済組合高知支部**へお問い合わせください。

☎ **公立学校共済組合高知支部：０８８－８２１－４８１３**

地共済年金情報Webサイトについて

地共済年金情報Webサイトでは、組合員や組合員であった方に年金制度へのご理解を深め、ご自身の将来の年金について意識していただくことを目的として、**公務員期間の年金加入履歴**、加入期間および年金見込額等の情報を閲覧することができますのでご活用ください。

利用にあたっては、利用申し込み（下記参照）が必要となります。



「ユーザID」とご利用申込み時に登録した「パスワード」を入力し、ログインしてください。

※ ユーザID通知書は、申し込みから２～３週間程度で郵送されます。ただし、お申し込みが集中した場合、２～３週間以上かかることもありますのでご了承ください。

※ ユーザID通知書は大切に保管してください。（紛失した場合、再度申し込み手続きを行う必要があります。）

退職後、年金に関する手続きについて（まとめ）

事由	提出書類等	
	年金待機者	年金受給権者
①住所の変更	「年金待機者異動報告書」を提出してください。 ※ 様式は冊子に掲載	原則、住民票の住所が自動的に反映されますので、手続きは不要です。
②氏名等の変更		公立学校共済組合本部または高知支部へご連絡ください。
③死亡		
④就職した		P. 44～46をご覧ください。
⑥繰上げを希望する	P. 40～42をご覧ください。	

年金に関する問い合わせ先

<公立学校共済組合高知支部>

住所 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

電話 088-821-4813



※ 主に現職者の年金、障害年金、年金待機者になる前の手続き（繰上げ請求）についてなど

<公立学校共済組合本部>

住所 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

電話 03-5259-1122（本部年金相談専用電話）

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時30分（祝日・年末年始を除きます。）

※ 相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいております。

ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/>

※ 主に年金待機者・年金受給者となった後の手続き（繰上げ請求、住所変更、年金の請求など）

<高知県内の年金事務所の連絡先>

◆高知西年金事務所 088-875-1717
〒780-8530 高知市旭町3-70-1

◆高知東年金事務所 088-831-4430
〒781-9556 高知市棧橋通4-13-3

◆南国年金事務所 088-864-1111
〒783-8507 南国市大桶甲1214-6

◆幡多年金事務所 0880-34-1616
〒787-0023 四万十市中村東町2-4-10

※ 主に基礎年金、厚生年金（民間サラリーマンの期間）に関することなど

年金について Q & A

質 問	回 答
今年度末に退職し、公立学校共済組合の一般組合員の資格を喪失します。 退職時に提出する年金の手続書類はありますか。	あります。 ⇒31ページをご覧ください。
今年度末、再任用職員（フルタイム勤務）の任用期間が終了し、公立学校共済組合の一般組合員の資格を喪失します。 定年退職時に『退職届書』を提出したのですが、今回も年金の手続書類の提出が必要ですか。	必要です。 ⇒31ページをご覧ください。
『退職届書』はいつまでに提出したらよいですか。	令和5年4月6日（木）までに提出してください。
『退職届書』の届出日はいつにしたらよいですか。	退職日以降の年月日を記入してください。 ⇒53ページをご覧ください。
退職後に住所が変わる予定なのですが、『退職届書』の住所欄はどのようにしたらいいですか。	退職後、おおむね3～6月後にご自宅に「年金待機者登録通知書」が送付されるため、 変更後の住所を記入 してください。 『退職届書』を提出後、住所変更があった場合は、「年金待機者異動報告書（様式6）」を提出してください。
退職後に加入する年金制度について、教えてください。	原則として、20歳以上60歳未満の日本国内に住所がある方は、何らかの年金制度に加入しなければなりません。 退職後の状況により手続きが分かれています。 ⇒32～33ページをご覧ください。
年金は何歳から支給されますか。	生年月日により年金支給開始年齢が異なります。（昭和36年4月2日以降生まれの方は65歳です。） ⇒39ページをご覧ください。
年金の支給開始年齢が近づいてきましたが、年金を受け取るためにはどのような手続きが必要ですか。	年金待機者の方が年金を受け取るには、 支給開始年齢に達したときに年金の請求手続きが必要 です。手続きに必要な書類は、支給開始年齢に達する約2～3ヶ月前に公立学校共済組合や他の実施機関から登録住所に送付されます。 ⇒31、36ページをご覧ください。

年金

支部	組 合 員 番 号									
記入不要										

退 職 届 書

〔共済組合提出用〕

退職日以降の年月日を記入してください。

公立学校共済組合理事長 殿															届出日 令和5年3月31日									
退職者		フリガナ		コウリツ ・ タロウ										元号		年	月	日	性別					
		(氏) 氏 名		(名) 公立 ・ 太郎										昭和 平令		3	7	1	0	2	3	男 ・ 女		
退職年月日		元号		年	月	日	旧姓		旧姓		改姓年月日		基礎年金番号						障害状態の有無					
		昭和 平令		0	5	0	3	3	1	改姓年月日		記入不要		記入不要						有 ・ 無				
所属機関名 職名		所属機関名						職名				待機者番号(前歴あり)				種別		記書番号						
		〇〇小学校						教諭				記入不要				記入不要		記入不要						
退職者の住所等		フリガナ		コウチ ケン						コウチ シ						都・道・府・市		町・村・区(指定都市)						
		郵便番号		住所		高知						高知						区(東京都)		区(指定都市)				
住所等		フリガナ		マルノウチ △-1-3														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		上欄住所のつづき		町名番地等		丸の内 △丁目 1-3																		
退職者の配偶者		フリガナ		マルノウチ △-1-3														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		電話番号		088-821-□□□□																				
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月	日	配偶者を扶養していますか															
退職者の配偶者		配偶者の有無		有														有に○をされた方には、 障害年金についてのリーフレットを 送付します。						
		配偶者の生年月日		元号		年	月																	

退職届書の記載事項は、事実と相
令和5年3月31日
 所属機関名
 及び職名
 所属機関の長
 氏 名
 組合員の届出日以降(退職日以降)
 の年月日を記入してください。
 退職時に配偶者が被扶養者
 となっている場合、
 「している」に○をしてください。
 ※所属所長の
 証明印は不要

退職後の住所を記入してください。
「大字」・「小字」・「字」のフリガナはつけないでください。

退職後(任意)															
月	年	日	退職年月日	退職事由	義務	所属	職名	給付限有・無	一時金支給額						
									種別	一時金額	元号	受給日			
			年	月	日				円	角	分	年	月	日	
退職②	昭和	平成		普通・定年・勸奨・				給付限有・無				昭和			
退職③	昭和	平成		普通・定年・勸奨・				給付限有・無				昭和			
退職④	昭和	平成		普通・定年・勸奨・退職	義・非			給付限有・無				昭和			
退職⑤	昭和	平成		普通・定年・勸奨・退職	義・非			給付限有・無				昭和			

記入不要